

「登録木材関連事業者」になりませんか

今、世界では違法に伐採された木材の流通が問題になっています。この問題に対処するため、2017年5月に「クリーンウッド法」※が施行され、全ての木材関連事業者が、取り扱う木材の合法性を確認することになりました。

この法律の中で、合法性の確認を適切に行い、合法伐採木材の利用に積極的に取り組む木材関連事業者を「登録木材関連事業者」に登録するしくみが始まりました。以下に制度のあらましを紹介します。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）



● 木材関連事業者とは

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材などの製造・加工、輸入・輸出または販売（消費者への販売を除く）をする事業者、木材を使用して建築物その他の建築または建設をする事業者です。このほか、木質バイオマス発電事業を行う事業者も含まれます。

木材関連事業者は、森林所有者などから木材を購入して加工や販売を行う事業者、丸太・製材品等を輸入する事業者（第一種木材関連事業者）とそれ以外の事業者（第二種木材関連事業者）の2つに分けられています。



● 木材関連事業者の登録制度がスタート

クリーンウッド法に基づき、新たに木材関連事業者の登録制度がスタートしました。この制度は、木材関連事業者の中で、この法律を遵守し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は、登録実施機関※に申請を行い、登録を受けることができるというしくみです。登録されると、氏名または名称、住所、法人の場合は代表者名、登録された事業内容、部門、木材等の種類等が公表されます。

※登録実施機関：木材関連事業者の登録に関する事務を行う国に登録された第三者機関のこと（裏面参照）



● 「登録木材関連事業者」の名称が使用できます。

登録を受けると、第一種木材関連事業を行う事業者は「第一種登録木材関連事業者」、第二種木材関連事業を行う事業者は「第二種登録木材関連事業者」という名称を用いることができ、合法伐採木材を適切に取り扱う事業者として市場からの高い評価が期待できます。

なお、登録を受けていない事業者がこの名称を使用する場合や、登録を行っていても適切な名称の使用ができていない場合は罰則や登録の取消の対象になります。



● 申請方法

登録を受けようとする木材関連事業者は、登録実施機関に対して申請を行います。

登録実施機関は、登録を申請した事業者が、合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実に実行しているかどうかについて、書類（必要があれば質問その他の方法）による確認を行い、申請内容が適切と認められれば、登録されることとなります。

申請に必要な書類

● 申請書 決められた様式に従って記載します。

● 添付書類

- (1) 合法伐採木材の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法
 - ① 確認に関する事項
 - ② 木材を譲り渡すときに必要な措置
 - ③ 記録の管理に関する事項

- (2) 体制の整備に関する事項
 - ① 合法伐採木材等の分別管理
 - ② 責任者の設置
 - ③ その他必要な体制整備（取組方針の設定）

(3) その他必要な書類

- ① 個人にあつては、住民票の写し
- ② 法人にあつては、定款または寄附行為、登録事項証明書および役員の名簿
- ③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類